



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 横 河 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 海 堀 周 造
コ ー ド 番 号 6 8 4 1 東 証 第 一 部
問 い 合 せ 先 広 報 ・ I R 室 長 吉 川 光
T E L 0 4 2 2 - 5 2 - 5 5 3 0

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入について

当社は、平成 21 年 6 月 29 日開催の第 133 回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「現プラン」といいます。）をご承認頂き、買収防衛策を継続導入いたしました。現プランは、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 135 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間満了となることから、その後の情勢変化を勘案しつつ、延長の是非も含めその在り方を検討してまいりました。その結果、平成 23 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に定める「株式会社の支配に関する基本方針」を改めて決議するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部改訂したもの（以下、改訂された買収防衛策を「本プラン」といいます。）を継続導入することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本プランの継続導入は社外取締役 3 名を含む取締役 8 名全員一致により決議されております。なお、本日現在、当社株式につき大規模買付の提案を受けている事実はありません。また、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、別紙 4 「当社株式の保有状況の概要」のとおりです。

現プランからの主な改訂項目は以下のとおりです。

①有効期間の見直し

本プランの制度内容に関してはほぼ確立されたものであること、また、有効期間中であっても取締役会又は株主総会の決議をもって廃止できること等の理由から、有効期間を現プランの 2 年間から本プランでは 3 年間とすることとしました。

②独立委員会の強化

本プランにおいても、取締役の恣意的判断を排除し、本プランの発動及び不発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。現プランの独立委員会は 3 名の社外取締役と 3 名の社外有識者の計 6 名で構成されておりますが、独立委員会の判断における客観性の更なる向上を目的に、元 企業年金連合会 専務理事の矢野朝水氏を社外有識者として新たに招聘し、社外取締役 3 名、社外有識者 4 名の計 7 名の体制といたします。なお、現プランにおいて独立委員会メンバーである内藤 正久氏の任期満了

による社外取締役退任に伴い、社外取締役候補である浦野 光人氏を新たに独立委員会メンバーといたします。

＜本プラン 独立委員会メンバー＞

社外取締役	棚橋 康郎	(元 新日鉄ソリューションズ (株) 代表取締役会長)
社外取締役	勝俣 宣夫	(丸紅 (株) 取締役会長)
社外取締役 (候補)	浦野 光人	((株)ニチレイ 代表取締役会長)
社外有識者	若杉 敬明	(東京経済大学 経営学部教授)
社外有識者	中村 直人	(中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士)
社外有識者	北川 哲雄	(青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科教授)
社外有識者	矢野 朝水	(日本コープ共済生活協同組合連合会 理事長)

独立委員会委員の氏名及び略歴については別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」をご参照ください。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。また、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

以上のことから、当社は、大規模買付者が現れた場合は、当該大規模買付者の買付条件並びに買付後の経営方針及び事業計画等の提案内容を、取締役会の意見及び代替案も含めて、当社の株主の皆様が検討するための手続及び十分な時間を確保することが重要であると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

①企業理念及び中期経営方針

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWA は 計測と制御と情報をテーマに より豊かな人間社会の実現に貢献する YOKOGAWA 人は良き市民であり 勇気を持った開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、企業活動を健全に継続し、企業価値を最大化する「健全で利益ある経営」をするとともに、お客様のビジネス視点で、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスを提供することで、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

②コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、「健全で利益ある経営」を実現するための重要施策として、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、当社グループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めております。また、社外監査役を含む監査役による監査を通して、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実に努めています。

当社グループでは、コンプライアンスの基本原則を「YOKOGAWA グループ企業行動規範」として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保及び意思決定の適正性の確保などを含めた「YOKOGAWA グループ内部統制システム」を定めており、当社グループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会及び監査役に報告しています。

3. 本プラン継続導入の目的

当社は、大規模買付者による大規模買付行為の是非を、株主の皆様適切に判断して頂くためには、大規模買付者と取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えています。具体的には、大規模買付行為が行われようとする場合、大規模買付者に対して大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付者の提案に対する取締役会の意見、代替案等の情報を株主の皆様の判断の参考に供すること、さらに、大規模買付者との交渉を行う等のプロセスを確保することが重要であると考えております。これらのプロセスを遵守しない買付行為等に対する対抗措置が必要であるため、本プランを継続導入するものです。

4. 当社株式の大量取得行為に関する対応策の内容

(1) 本プランの継続導入手続

本プランの継続導入については、その重要性に鑑み、改めて株主の皆様のご意見を広く反映させることが適切であると判断いたしました。そこで、本プランの継続導入について、本定時株主総会においてご審議頂き、ご承認をお願いするものであります。本プランの継続導入は、本プランの継続導入に関する議案が、本定時株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成を頂くことを条件といたします。

(2) 本プランの内容

(A) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為又はその提案¹（以下併せて「買付等」といいます。）が行われる場合を適用対象とします。本プランは、買付等を行う者又はその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付者等及び当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、また、株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、当該買付者等との交渉等を行う場合の手続を定めています。

買付者等は本プランを遵守するものとします。

記

- ①当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

-
- 1 「提案」には、第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本②において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
-

(B) 買付者等に求める情報提供等

当社は、上記(A)に定める買付等を行う買付者等に対し、当社取締役会が友好的買付けであると認めた場合を除き、当社の定める書式による、当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文書等を日本語で記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)及び当社の定める書式による、下記の各号に定める買付者等の買付内容の検討に必要な日本語で作成された情報(以下「本必要情報」といいます。)に関する質問書を速やかに送付します。

買付者等には、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からのこれらの送付資料を受領した日から起算して、10営業日以内に当社取締役会宛てに提出して頂きます。なお、当社取締役会は買付説明書及び本必要情報を受領後速やかに独立委員会に送付します。

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書又は本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要な情報として不十分であると判断した場合には、買付者等から当初提供された買付説明書を受領した日から起算して、60日を上限として独立委員会が指定する期間(以下「情報提供期間」といいます。)内に、かかる検討を行うのに必要な情報として十分な本必要情報を追加的に提出することを、自ら又は当社取締役会を通じて、買付者等に対して要請できるものとし、かかる要求がなされた場合、買付者等はこれに従うものとします。但し、独立委員会は、情報提供期間満了日においても、買付内容の検討を行うのに必要な情報が未だ不十分であると判断する場合、必要に応じて更に30日を上限として情報提供期間を延長することができるものとします。なお、独立委員会が買付者等に対して情報提供を要請する場合、その都度、必要に応じて回答期限を設定することがあります。

独立委員会は、買付説明書又は本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要な情報として不十分であると判断される場合であっても、情報提供期間が満了した時(情報提供期間が延長

された場合には延長された情報提供期間が満了した時)は、その時点以降、買付者等に対し追加的に情報提供を求めないものとします。

独立委員会は、情報提供期間満了前であっても買付者等から提出された買付説明書及び本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要十分な情報であると判断した場合又は情報提供期間が満了した場合(情報提供期間が延長された場合には延長された情報提供期間が満了した場合)、買付者等に情報提供が完了した旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を発送するとともに、当社は、買付者等に情報提供完了通知を発送した旨を速やかに株主に対し情報開示します。

記

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)¹¹
- ②買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- ③買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容(そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)及びその算定根拠を含みます。)
- ④買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産運用方針
- ⑥買付等の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

11 買付者等がファンドである場合には、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(C) 情報提供完了通知発送後の独立委員会による検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、情報提供完了通知の発送後、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限(買付者等に情報提供完了通知を発送した日から60日を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求します。

② 独立委員会による買付等の内容の検討

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から提供された情報を受領してから最長 60 日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等）からの助言を得ることができるものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(D) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等の手続を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記要件（以下「本プラン発動要件」といいます。）のうち（a）の要件に該当する場合、又は上記検討の結果、買付者等による買付等が本プラン発動要件のうち（b）から（d）のいずれか1つの要件に該当し、本プランに基づき新株予約権（その主な内容は下記（3）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨を勧告します。

なお、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン発動要件のうち（b）から（d）のいずれか1つの要件に該当し、本プランに基づく新株予約権の無償割当ての実施を相当であると判断する場合でも、これについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、新株予約権の無償割当ての実施に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

また、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記（3）（F）において定義されます。以下同じとします。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当ての中止又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（イ）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ロ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記本プラン発動要件に定める要件のいずれにも該当しないか若しくは該当したときにおいても本新株予約権の無償割当てを実施すること、又は行使を認めることが相当ではない場合

記

（a）本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

（b）以下に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をも

たらずおそれのある買付等である場合

- i 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- iii 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期・方法の適法性、買付等の実現可能性、経営方針・事業計画を含みます。）が中長期的な当社の企業価値との比較において不十分又は不適当な買付等である場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、上記検討の結果、買付者等による買付等が上記①の本プラン発動要件に定める要件のいずれの要件にも該当しない又は上記①（b）から（d）のいずれか1つの要件に該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨を勧告します。

但し、独立委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の要件を充足し、本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 情報開示

当社は、独立委員会が上記①又は②に定める勧告等の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、当該決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、当該決議に関しては当該決議後速やかに、独立委員会が適切と判断する事項については随時、情報開示を行うものとします。

(E) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、当該実施に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間（上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償

割当ての実施に関する議案が可決又は否決されたことを受けて開催される当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間)、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行った場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、必要に応じて買付者等と交渉を行うことができるものとし、本新株予約権無償割当ての決議後であっても、上記(D)①記載の(イ)又は(ロ)のいずれかの事由に該当する場合には、行使期間開始日の前日までの間は、(無償割当ての効力発生前においては)本新株予約権の無償割当てを中止し又は(無償割当ての効力発生後においては)本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。本新株予約権の無償割当ての詳細については、別紙1「本新株予約権の無償割当ての要項」をご参照下さい。

(A) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数の新株予約権を割り当てます。

(B) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(C) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

(D) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当りの目的となる当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。

(E) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当りの価額は、金1円以上で当社株式1株の時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の日の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(F) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は本新株予約権の無償割当ての効力発生日(但し、本新株予約権無償

割当て決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（I）項のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間については、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

（G）本新株予約権の行使の条件

（i）特定大量保有者¹²、（ii）特定大量保有者の共同保有者、（iii）特定大量買付者¹³、（iv）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（v）上記（i）乃至（iv）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、（vi）上記（i）乃至（v）に該当する者の関連者¹⁴（以下（i）乃至（vi）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記（I）②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記の詳細については、別紙1「本新株予約権の無償割当ての要項」をご参照下さい。

12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(H) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(I) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日より後に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(4) 本プランの有効期間

本プランは、本定時株主総会において本プランの継続導入に関する議案について株主の皆様のご承認をいただいた場合に正式に発効します。本プランの有効期間は、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(5) 本プランの廃止及び変更

本プランについては、有効期間中であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権無償割当てに関する事項の決定を廃止する取締役会決議を行うべき旨の勧告決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の判断により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈、運用の変更、又は税制、裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容について、情報開示を速やかに行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（サンセット条項）

本プランは、上記4. (1)「本プランの継続導入手続」にて記載しましたとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記4. (4)

「本プランの有効期間」に記載のとおり、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、たとえ本プランの有効期間中であっても、上記4.(5)「本プランの廃止及び変更」にて記載しましたとおり、本プランの有効期間の満了前であっても株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び不発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は、当社社外取締役、社外監査役及び社外の有識者の中から選任されます。

実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記4.(2)「本プランの内容」にて記載しましたとおり、独立委員会が、本プランに基づく独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします。独立委員会規則の概要については、別紙2「独立委員会規則の概要」をご参照下さい。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様にご情報開示するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4.(2)(D)「独立委員会における判断方法」にて記載しましたとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(2)(C)「情報提供完了通知発送後の独立委員会による検討」にて記載しましたとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含みます。）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(7) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策でないこと

上記4.(5)「本プランの廃止及び変更」にて記載しましたとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

6. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの継続導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(4)(B)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)(C)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得しそれと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込の必要もなく、当社株式を受領することになり、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止による影響

本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株当りの株式の価値の希釈化は全く生じませんので、1株当りの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

(A) 割当期日における手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当対象株主に、本新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(B) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の当社所定の書式による行使請求書その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、割当対象株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出して頂いた上で、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社株式1株の時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価額を

払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

(C) 当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出頂くことがあります。

以 上

別紙 1

本新株予約権の無償割当ての要項

1. 本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下「本新株予約権という。」）の内容は下記2. 記載のとおりとし、本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式（但し、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施する。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当りの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当りの価額（以下「行使価額」という。）は金1円以上で当社株式1株の時価の50%相当額以下の範囲内において、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める金額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日（但し、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。但し、(7)項の規定に基づき、当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使の条件

1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v) 上記(i)乃至(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)乃至(v)に該当する者の関連者(以下、(i)乃至(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとする。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとする。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①乃至④の各号に該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にそ

の保有する当社の株券等を処分することにより上記1) (i) の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i) の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行若しくは(ii) 所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii) その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には、新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家であることを表明、保証し、かつ(ii) その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 本新株予約権の譲渡制限等

- 1) 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②乃至④に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める誓約事項を含む。)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受けしようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲受けしようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による本新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、本新株予約権全部を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日より後に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうちその前日までに未行使のものがあれば、これを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき1株の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成23年5月13日現在施行されているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上7名以内とする。
3. 独立委員会の委員は、当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は社外の有識者の中から当社取締役会が選任する。
4. 社外の有識者は、実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは経営学、会社法等を主たる研究対象とする者又はこれらに準ずる者でなければならない。
5. 社外の有識者は、その職務に関し、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
6. 独立委員会の委員の任期は、平成26年3月期に関する定時株主総会終結の時までとする。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行う。但し、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い株主総会を招集した場合には、当該株主総会の決議に従うものとする。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、この決定に当たっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

- ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等
 - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を得ることの要否の判断
 - ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 当社は、買付者等に対し、当社取締役会が友好的買付けであると認めた場合を除き、当社の定める書式による買付説明書及び本必要情報に関する質問書を、速やかに送付する。買付者等は、買付等の実行に先立ち、原則として、買付説明書及び本必要情報を、買付者等が当社からのこれらの送付資料を受領した日から起算して、10営業日以内に当社取締役会宛てに提出する。なお、当社取締役会は、買付説明書及び本必要情報を受領後速やかに独立委員会に送付する。独立委員会は、提出された買付説明書及び本必要情報が買付内容の検討を行うのに必要な情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、情報提供完了通知の発送後、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求できる。独立委員会は、買付者等及び当社取締役

会からの情報を受領してから所定の期間内に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等及び当社取締役会の提供する代替案の検討を行う。

9. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

10. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言を得ることができる。

11. 各独立委員会の委員又は取締役会は、買付等がなされた場合その他合理的に必要と認められる場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。

12. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

別紙 3

独立委員会委員の氏名及び略歴

本プランの継続導入当初の独立委員会の委員は、以下の7名を予定しております。

1. 棚橋 康郎（たなはし やすろう）（昭和16年生）
元 新日鉄ソリューションズ株式会社 代表取締役会長

[略歴]

昭和38年	4月	富士製鐵（株）（現 新日本製鐵（株））入社	
平成7年	6月	新日本製鐵（株） 取締役	
平成9年	4月	同社 常務取締役	
平成12年	4月	新日鉄情報通信システム（株） （現 新日鉄ソリューションズ（株）） 代表取締役社長	
平成15年	4月	同社 代表取締役会長	
平成16年	6月	（株）インターネットイニシアティブ 社外取締役	<現在に至る>
平成17年	6月	（株）村田製作所 社外取締役	<現在に至る>
平成19年	6月	新日鉄ソリューションズ（株）相談役	
平成19年	6月	横河電機（株）社外取締役	<現在に至る>
平成22年	6月	燦ホールディングス（株） 社外取締役	<現在に至る>

棚橋康郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役であり、本定時株主総会で再任後、就任する予定です。また、同氏は、東京証券取引所 有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 勝俣 宣夫（かつまた のぶお）（昭和17年生）
丸紅株式会社 取締役会長

[略歴]

昭和41年	4月	丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社	
平成8年	6月	丸紅株式会社 取締役	
平成11年	4月	同社 代表取締役 常務取締役	
平成13年	4月	同社 代表取締役 専務取締役	
平成15年	4月	同社 代表取締役社長	
平成20年	4月	同社 取締役会長	<現在に至る>
平成21年	3月	サッポロホールディングス（株）社外取締役	<現在に至る>
平成21年	6月	横河電機（株）社外取締役	<現在に至る>

勝俣宣夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役であり、本定時株主総会で再任後、就任する予定です。また、同氏は、東京証券取引所 有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 浦野 光人（うらの みつど）（昭和23年生）
株式会社ニチレイ 代表取締役会長

[略歴]

昭和46年	4月	日本冷蔵株式会社（現 ㈱ニチレイ）入社	
平成9年	6月	同社 経営企画部長	
平成11年	6月	同社 取締役	
平成13年	6月	同社 代表取締役社長	
平成19年	6月	同社 代表取締役会長	<現在に至る>
平成20年	6月	新日鉱ホールディングス（株） （現 JX ホールディングス（株））社外監査役	<現在に至る>
平成21年	6月	三井不動産（株）社外取締役	<現在に至る>
平成21年	6月	（株）日本システムディベロップメント （現 （株）NSD）社外監査役	<現在に至る>

浦野光人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会で選任され、就任する予定です。また、同氏は、東京証券取引所 有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員に就任する予定です。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 若杉 敬明（わかすぎ たかあき）（昭和18年生）
東京経済大学経営学部教授

[略歴]

昭和47年	1月	横浜市立大学商学部助教授	
昭和49年	4月	東北大学経済学部助教授	
昭和60年	6月	東京大学経済学部教授	
平成15年	4月	日本コーポレート・ガバナンス研究所 理事長・所長	<現在に至る>
平成16年	4月	東京経済大学経営学部教授	<現在に至る>
平成16年	6月	東京大学名誉教授	
平成19年	6月	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ 社外監査役	<現在に至る>
平成21年	6月	日本水産（株）社外取締役	<現在に至る>

若杉敬明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5. 中村 直人（なかむら なおと）（昭和 35 年生）
 中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士

[略歴]

昭和 57 年	10 月	司法試験合格	
昭和 60 年	4 月	司法研修所卒業 第二東京弁護士会登録	
昭和 60 年	4 月	森綜合法律事務所所属	
平成 10 年	4 月	日比谷パーク法律事務所開設、パートナー	
平成 15 年	2 月	中村直人法律事務所（現中村・角田・ 松本法律事務所）開設、パートナー	<現在に至る>
平成 15 年	3 月	アサヒビール（株）社外監査役	<現在に至る>
平成 18 年	6 月	三井物産（株）社外監査役	<現在に至る>

中村直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6. 北川 哲雄（きたがわ てつお）（昭和 25 年生）
 青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科教授

[略歴]

昭和 52 年	4 月	日本アイビーエム（株）入社	
昭和 56 年	4 月	（株）野村総合研究所主任研究員 （セルサイド・アナリスト）	
平成元年	6 月	モルガン信託銀行（株） 投資調査部 ヴァイスプレジデント （バイサイド・アナリスト）	
平成 10 年	11 月	（社）日本証券アナリスト協会 試験委員会委員	<現在に至る>
平成 12 年	10 月	明治ドレスナー・アセットマネジメント（株） （現 明治安田アセットマネジメント（株）） 常務執行役員（調査部長）	
平成 17 年	9 月	青山学院大学大学院 国際マネジメント研究科教授	<現在に至る>

北川哲雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

7. 矢野 朝水 (やの ともみ) (昭和 20 年生)
日本コープ共済生活協同組合連合会 理事長

[略歴]

昭和 44 年	4 月	厚生省 (現 厚生労働省) 入省	
昭和 56 年	8 月	厚生年金基金連合会 企画振興部長	
平成 4 年	7 月	厚生省 薬務局企画課長	
平成 6 年	9 月	厚生省 大臣官房 総務課長	
平成 7 年	6 月	厚生省 大臣官房 審議官 (年金担当)	
平成 8 年	7 月	厚生省 年金局長	
平成 13 年	2 月	厚生年金基金連合会 (現 企業年金連合会) 専務理事	
平成 20 年	8 月	日本生活協同組合連合会 理事	
平成 20 年	10 月	日本コープ共済生活協同組合連合会 理事長	<現在に至る>

矢野朝水氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

別紙 4

当社株式の保有状況の概要

平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

順位	株主名	当社への出資状況	
		持株数 (株)	出資比率 (%)
1	第一生命保険株式会社	22,697,000	8.44
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,645,200	6.94
3	日本生命保険相互会社	14,284,615	5.31
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,833,000	4.40
5	横河電機株式会社	11,071,323	4.12
6	横河電機持株会	8,971,019	3.33
7	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託株式会社	6,643,990	2.47
8	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,029,270	1.87
9	東京海上日動火災保険株式会社	4,694,936	1.74
10	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,617,010	1.71
11	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	3,981,665	1.48

以上